

災害時協力井戸制度の登録開始について

1. 趣 旨

昨年に発生した能登半島地震において、水の確保が課題とされたことなどを踏まえ、災害時における生活用水確保の多様な手段のひとつとして、本市においても災害発生時にご協力頂ける災害時協力井戸制度の登録を開始します。

2. 災害時協力井戸制度とは

災害により水道が断水したとき、市民の皆様が生活用水（トイレや洗濯等）を確保する方法として、給水車による応急給水だけでなく、個人宅等が所有する井戸を活用する制度です。

運用開始日以降に、市内で災害等で断水した際は、マナーを守ったうえで、生活用水として使用することができます。

災害時に使用できるか否かは、のぼり旗（裏面参照）が目印になります。

3. 運用開始日

令和7年3月1日（土）

4. 利用想定時間

- ・午前9時から正午まで
- ・午後1時から午後4時まで

※断水を伴う災害が発生し、井戸所有者等の方がのぼり旗を設置している場合に限りです。

引き続き災害時協力井戸制度に協力いただける方を募集しております。ご協力いただける方は、問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ】

総務部防災安全課防災係 担当：永谷・長谷川

電話：022-724-7166

のぼり旗のイメージ

